

平成 23 年度税制改正法案と現行税法との相違について

この度は弊社刊「基本税法」をお買い求めいただき、ありがとうございます。

同書は教育機関における学習の便宜のため、平成 23 年度税制改正法案の段階で執筆し、5 月 15 日に発行いたしました。その後法案は成立・施行されておりません。つまり、書籍と現行税法には一部相違がございます。

つきましては、「基本税法」にて学習を進められている方は、下記の通りご修正をお願いいたします。

1. 法人税率

(1) 期末資本金等の額が 1 億円以下である普通法人

区 分	税 率
課税所得金額のうち年 800 万円以下の金額	18%
課税所得金額のうち年 800 万円超の金額	30%

(2) 期末資本金等の額が 1 億円超である普通法人

区 分	税 率
課税所得金額	30%

2. 定率法の償却率

平成 19 年 4 月 1 日以降取得する減価償却資産の定率法の償却率については、定額法の償却率（ $1 \div$ 耐用年数）を 2.5 倍した率を用いて計算するものとする。

3. 一般寄附金の損金算入限度額

$$(\text{資本金等の額} \times 0.25\% + \text{寄附金支出前の所得金額} \times 2.5\%) \times \frac{1}{2}$$

4. 欠損金の繰越控除

- ① 青色欠損金及び災害損失金の繰越期間は 7 年とする。
- ② 繰越控除前の所得金額が繰越控除の限度額となる。